

続発する米軍機による部品落下事故に対する意見書

平成26年5月15日、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が訓練飛行中にエンジン部分のオーグメンター・ブリッジ・クランプと呼ばれる金属製の部品を落下させる事故が発生した。また、4月24日には同基地所属のHH-60救難ヘリコプターがうるま市上空でプラスチック製の通風孔のカバーを落下させるなど、米軍機の部品落下事故が相次いで発生している。

上空からの落下物は重量に関係なく、居住地域に落下していれば生命や財産に重大な損害を及ぼしかねない事故であり、県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

米軍は、F-15戦闘機の飛行を中止することなく演習や訓練を最優先し、嘉手納基地周辺居住地上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、米軍機の安全性への不安や反発は一層強まり、万が一、整備不良の米軍機が密集した居住地域に墜落する事故となれば、住民を巻き込む大惨事となることは必至であり、町民は常に危険と隣り合わせの状態にある。

本町議会は、米軍機の事故が発生するたびに、米軍や関係機関に厳重に抗議するとともに整備点検や安全管理の徹底を強く要請してきた。しかしながら一向に改善されない事態に強い怒りを覚えるものであり、事故原因の早急な究明と公表、完全なる安全確保ができないなかでの飛行再開は安全性の軽視であり、到底容認できるものではない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
2. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
3. 事故等に関する情報は速やかに公表すること。
4. 住民居住地域上空での飛行訓練の禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年5月22日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使 沖縄防衛局長
沖縄県知事

続発する米軍機による部品落下事故に対する抗議決議

平成26年5月15日、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が訓練飛行中にエンジン部分のオーグメンター・ブリッジ・クランプと呼ばれる金属製の部品を落下させる事故が発生した。また、4月24日には同基地所属のHH-60救難ヘリコプターがうるま市上空でプラスチック製の通風孔のカバーを落下させるなど、米軍機の部品落下事故が相次いで発生している。

上空からの落下物は重量に関係なく、居住地域に落下していれば生命や財産に重大な損害を及ぼしかねない事故であり、県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

米軍は、F-15戦闘機の飛行を中止することなく演習や訓練を最優先し、嘉手納基地周辺居住地上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、米軍機の安全性への不安や反発は一層強まり、万が一、整備不良の米軍機が密集した居住地域に墜落する事故となれば、住民を巻き込む大惨事となることは必至であり、町民は常に危険と隣り合わせの状態にある。

本町議会は、米軍機の事故が発生するたびに、米軍や関係機関に厳重に抗議するとともに整備点検や安全管理の徹底を強く要請してきた。しかしながら一向に改善されない事態に強い怒りを覚えるものであり、事故原因の早急な究明と公表、完全なる安全確保ができないなかでの飛行再開は安全性の軽視であり、到底容認できるものではない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
2. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
3. 事故等に関する情報は速やかに公表すること。
4. 住民居住地域上空での飛行訓練の禁止。

以上、決議する。

平成26年5月22日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 米海兵隊太平洋基地司令官 沖縄県議会議長